果樹共済の全相殺減収方式

が始まりました!

全相殺減収方式とは?

○ご自身の実績を基に補償を設定します!

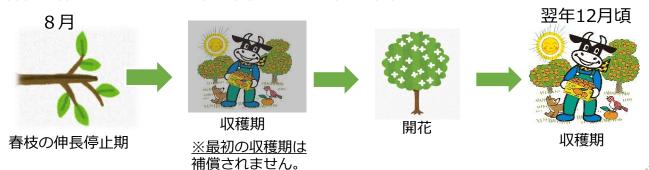
ご自身の収穫量や販売単価を基に補償金額を設定できます。

○開花前の被害も補償できます!

補償期間が長いため、<mark>開花前の被害</mark>(寒波や遅霜などによる減収)も カバーすることができます。

補償期間

春枝の伸長停止期から翌年の収穫期までの約1年半です。



○確定申告の帳簿で損害を査定します!

損害査定は、損害評価員による現地評価ではなく、ご自身が記帳した帳簿の収穫量により行うため明確です。

掛金の目安

うんしゅうみかんを10a栽培し、 平年の収穫量が1,500 kg、平年の単価が130円の場合

補償水準ごと	7割	6割	5 割
補償金額	136,000円	117,000円	97,000円
掛金	1,163円	1,001円	830円

※掛金は個人ごとに異なります。上記は基準の掛金率で計算しています。 上記掛金に事務費賦課金が加算されます。

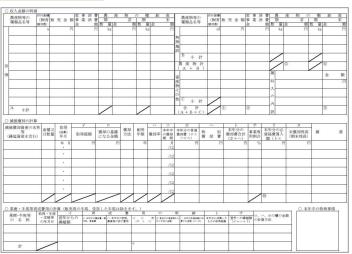
全相殺減収方式にご加入際に

ご提供いただきたい書類

① 収支内訳書 ② うんしゅうみかんの収穫量を記録した帳簿

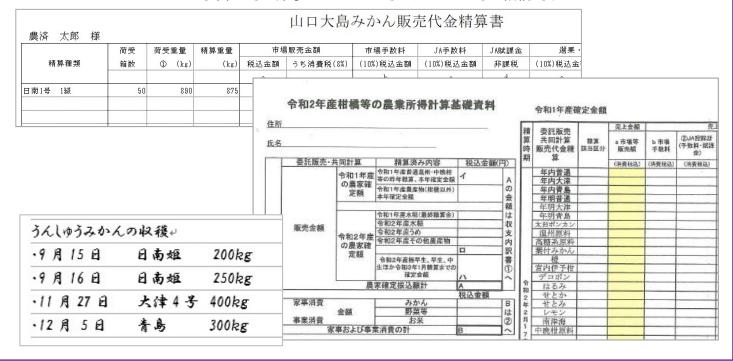
① 収支内訳書





② うんしゅうみかんの収穫量を記録した帳簿

※様々な様式があり、下記は一例です。様式に決まりはありません。 また、手書きでも印字されたものでも、どちらでも結構です。



詳しいお問い合わせは

山口県農業共済組合

東部支所 TEL: 0827-84-0041 FAX: 0827-84-0053 中部支所 TEL: 083-972-2340 FAX: 083-972-3944 北部支所 TEL: 08388-8-5050 FAX: 08388-8-5051 西部支所 TEL: 083-250-6208 FAX: 083-250-6209